

茂原市まちづくり条例策定協議会 第18回会議 概要

開催日時	平成27年3月25日(水) 13時～
開催場所	茂原市役所市民室
出席者	協議会委員18名(うち1名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、風戸企画政策課主査、荻込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・前文 ・第1章 総則 ・第6章 ひらかれた議会 ・第3章 参加 (2)答申書の提出 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none">13時現在の出席者は17名。定足数に達したため、会議は成立した。会議の進行を関谷会長にお願いする。まちづくり条例策定協議会は、本日が最終回となる。今日はこれまでの議論を確認し、改めて全体の中で、特に最後にもう少し議論しておきたいという部分をピックアップして、最終的な合意を得て、協議会として市長に答申いたしたい。初めに、事務局から資料についての説明をお願いしたい。
事務局(企画政策課主査)	<ul style="list-style-type: none">本日の資料は、事前にお送りした「暫定稿その12」、条例の体系図、答申案その3、住民投票に関する資料、前回協議会の会議概要である。また、本日お手元に、北田委員から預かった資料を配布した。説明に入る前に、資料の訂正とおわびを申し上げたい。答申案(その3)について、体系図では第28条の「行政評価」と第29条の「監査」が入っているが、答申案では漏れてしまっている。訂正してお詫びしたい。本日は、前方のスクリーンに素案を投影しているので、議論に応じて、この場で修正してまいりたい。初めに、「暫定稿その12」について。前回の協議会での議論を踏まえて、たたき台を作成した。前文については、第3段落を、市民憲章について述べる簡潔な文章とした。また、第4段落について、「問題解決に困難が伴う時代」「過去の教訓を活かす」「持続可能な地域社会」などの要素を加えた。

- 最後の段落について、「市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにするとともに、情報の共有、参加、協働をまちづくりの原則として、市民自治によるまちづくりを進める」という表現に改めた。
- 「第1章 総則」については、前々回の協議会においてご確認いただいた内容を、改めて掲載した。
- 住民投票については、後ほど資料で説明するが、発議には市民、議会、市長の3つのルートがあるので、それを確認する意味で、「市民、議会又は市長の発意に基づき」という文言を入れた。逐条解説に、市民、議員、市長のルートについて、詳細を示した。
- 次に、議会の章について。第19条の「議会の役割と責務」については、第2項に「立法活動」という要素を加えるとともに、第3項を「市民等にかかれた議会」という表現に修正した。
- 第20条の「議員の役割と責務」については、第2項に「まちづくりについての包括的な認識」という要素を加えた。
- 次に、条例の体系図について。第6章の「議会運営の基本原則」が3条立てとなったことから、全部で33条から成る条例の全体像をお示した。
- 次に、答申案（その3）について。暫定稿（その12）の内容も反映して、答申案を作成した。本日は、前方のスクリーンに投影し、暫定稿の確認をいただきながら、この場で修正を加えて、最終的な答申書を取りまとめてまいりたい。
- 委員各位におかれても、お手元の資料に加筆修正を加えていただき、議論が整った段階で、「答申（案）」の「(案)」を削除していただきたい。最終的な答申書については、本日の議事録と併せて、後日お送りする。
- 続いて、「住民投票」について。前回の議論を踏まえ、関谷会長と相談の上、本日の議論の前提となる資料として作成した。
- 住民投票は、市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するために実施されるものであり、調べたところ、条例に基づくものとしては、新潟県巻町で1996年に行われた、原発建設の賛否を問う住民投票が初めての実施例とのことである。
- 住民投票の類型としては、非常設型、常設型の2つがある。
- 「非常設型」は、「個別設置型」とも言われ、住民の意思を確認する必要が生じた場合に、その都度議会の議決を経て住民投票条例を制定し、それに基づいて実施するものである。市民の会の提言書も、行政対案も、「非常設型」を想定している。
- そのメリットとしては、案件の性質等に応じて、投票手続きや資格、成立要件などを詳細に規定できることが挙げられる。その反面、案件ごとに新たな制度設計が必要となり、労力と時間を要するということがデメリットとなる。

- 「常設型」は、住民投票の対象事項や発議の方法を、あらかじめ条例で設定しておくものである。あらかじめ規定した条件が生じたときに、迅速に実施できる半面、十分な議論がなされないまま、住民投票が実施されるおそれがある。
- これらのメリット・デメリットは、一概に言うことができず、例えば、「案件ごとに新たな制度設計をする」ということを、デメリットと捉えるか、逆に、市民等の意見を十分に勘案しながら、たとえ時間がかかったとしても充実した制度設計ができると捉えるかで、見方が変わってくるので、参考程度としていただきたい。
- 次に、住民投票と間接民主主義について、憲法で、地方議会の設置、長と議員の直接選挙がうたわれ、地方自治法でも議会を置くとされており、いわゆる「議会制間接民主主義」が採用されている。
- 一方、町村は、議会を置かずに町村総会を置くことができるとされていたり、条例の制定改廃、監査、議会の解散、議員・長等の解職請求など、住民の直接参加を規定したものもある。
- 住民投票の構成要素について、対象となる事項は、「市政運営上の重要事項」とするケースが多い。例えば、市町村合併や、原発・基地等の誘致などが思い浮かぶが、最近では、学校へのエアコン設置が住民投票に問われた事例もある。
- 投票資格者については、公職選挙法上の有権者とする場合と、案件によっては年齢の引き下げや在住外国人を加えるなど、資格者を拡大するケースがある。
- 成立要件については、投票率が一定以上、例えば過半数に達しないと、当該住民投票自体が成立しないというケースが多く、中には、一定の条件を満たさない場合、開票すらしないと定めている自治体もある。
- 投票結果の取り扱いについては、前回、関谷会長からもお話いただいたように、住民投票の結果は、議会の議決を上回るものではなく、法的な拘束力はない。「結果を尊重する」と定めているケースが多いが、中には、「一定以上の投票率に達した場合は、その重みを斟酌する」と、結果に重みを付す場合もある。
- 最後に、住民投票条例の実施については、地方自治法に基づく場合と、常設型の住民投票条例に基づいて実施する場合で、発議の要件が異なる場合がある。
- 地方自治法では、条例の制定には、市民が有権者の 1/50 以上の連署をもって市長に請求する場合と、市長が自ら発議する場合、議員が定数の 1/12 以上の賛成を得て議会に提案する場合の 3 つのルートがある。
- 関谷会長から示唆をいただき、愛知県高浜市、神奈川県川崎市と逗子市、我孫子市の住民投票条例を比較する表を作成した。例えば、高浜市の場合、市民発議は「投票資格者総数の 1/3 以上」という条件が付されてい

る。この「投票資格者」とは、「18歳以上の日本国籍を有する者または永住外国人」とされている。

- 川崎市の場合、市長発議に要件が付いており、「議会と速やかに協議する」、「議員の2/3以上の反対があるときはこの限りでない」となっている。逗子市の場合も、市長発議の要件として、「市民参加制度審査会に諮問し、2/3以上の承認を経る」とされている。
- 我孫子市の場合、議員発議の際に、「定数の1/4以上」の賛成を得ることとなっており、地方自治法よりも条件が厳しくなっている。
- この資料には、対象事項や投票資格、成立要件、結果の取り扱いなども併せて掲載した。その説明は割愛させていただくが、それぞれの自治体で特徴ある規定がなされている。
- 本市の場合は、市民の会の提言書も、行政対案も、いわゆる「非常設型」であり、お示しした4市のような特別な要件ではなく、地方自治法での3つのルートにより個別に条例を制定し、実施する形になると思うが、本日の議論の前提となる資料として作成した。
- それでは、以上の説明を踏まえた上で、残っている前文、総則の確認と議会、住民投票について、順を追って議論してまいりたい。その上で、最後に総じて、全体の流れの中で確認するということにしたい。
- 初めに、暫定稿その12をご覧ください。前回、皆さんからいただいたいろいろなご意見を、可能な限り反映させた形で、前文のたたき台を作成した。一読いただき、ご確認いただきたい。
- 前文について3点提案したい。
- 一つ目は、「地方分権、少子高齢化、人口減少など、問題の解決に困難を伴う時代」とあるが、前回、関谷会長からも、「地方分権」がこの並びにあるのは、違うのではないかというご意見があったと思う。私としては、「地方分権の推進が求められ、また、少子高齢化、人口減少問題などがクローズアップされるような状況」というような、今の時代を客観的に述べるだけでいいのではないかと思う。
- 「問題解決に困難を伴う」とあるが、地方分権そのものは問題ではないし、少子高齢化は止まらない。少子高齢化に伴って生じる様々なことが問題なのではないかと思う。
- 次に、「過去の教訓を生かしつつ」という文章が入っているが、これは前回、市民の会の委員から、土地開発公社の問題等を踏まえた上で、表現をこのように変えていただいたものである。それでも、私としては、新しい時代の将来へ向かったまちづくりのための条例の中で、「過去の教訓を生かし」というところが引っかかる。過去の教訓を生かしたものが「知恵」であると思うので、「過去の教訓を生かし」という一文は、削除してはどうか。
- 三点目として、第5段落で「市民等、市及び議会」とあるが、ここは「市

関谷会長

永長委員

民、市及び議会」としたほうがすっきりするのではないか。どうしても「等」を入れるのであれば、「市民、市及び議会等」とすべきではないかと思う。

関谷会長

- 1点目は、「地方分権、少子高齢化、人口減少」というところである。前回、私も指摘したが、永長委員のご指摘で基本的には良いと思う。

永長委員
関谷会長

- 「クローズアップされる」という表現で良いかどうかは分からないが。
- 「地方分権」は、行政のあり方であり、少子高齢化や人口減少は、社会全体に関することであるので、区切った上で表現した方が、文章としてはすっきりする。この点については、これでよろしいか。

委員一同
関谷会長
犬飼委員

(異議なし)

- 2点目の「過去の教訓を生かす」についてはどうか。
- 市民の会のメンバーが30数名いる中で、そもそもこのような条例づくりに参加したきっかけがこのこと（土地開発公社の問題）であるという強い意見がある。
- 私は、それも一つの大きな要因であるが、失敗は大きな教訓になると考えている。土地開発公社の問題だけでなく、過去のさまざまな教訓と言った場合には、教えということであるから、良いことも含まれている。そのような意味では、これを入れることに何ら問題はないと思う。
- なぜこのような状況になってしまったのか、このような経験をしてきた人たちは、しっかりしなくてはならないという、一つの示唆になる。

関谷会長

- これからのことを描く条例であり、あまり過去のことについて書かなくてもいいのではないかというご指摘と、過去自体を問題にするというよりも、それも含めて未来に繋げていくという意味で、未来志向で教訓を生かすという意味でとらえるというご指摘である。特定の事柄だけにとられるというよりも、過去に市としてもいろいろな経験をしてきているので、前向きに進めるために教訓を生かすと捉えれば、このままでもよいのではないかというご意見であった。

丸嶋委員

- 考える材料として、一つの文章が長すぎる。市民の皆さんがこの文章を見たとき、もう少し分かりやすくするには、文章を切ったほうが、考えやすいのではないか。

関谷会長

- 今日この場では、入れるべき要素、入れるべきでない要素を議論いただき、文章の内容を変えずに文章を区切り、より読みやすくするなどの技術的な修正については、私と事務局に一任いただきたい。
- 確かに一つの文章が長すぎるので、後日修正させていただきたい。

森川委員

- 私は、「過去の教訓を生かし」という文章は不要であると思う。その先ぐらいまで一度、文章を区切っていただきたい。

高信委員

- 前回、資料としていただいた後期基本計画の冒頭で、市長が「本市は温暖な気候に恵まれ、良質な地下資源である天然ガスと、首都圏まで60km圏内という立地条件を生かし、農業、商業、工業などバランスのとれた

産業に支えられて発展を続けてきた」と述べている。この文章をこのまま使えると良いのではないか。

- 林委員
 - 天然ガスは、「近年」ではなく、私が生まれたときにはガスのことが知られていた。会社に入ったとき、全国から来た社員たちが、ガスのことを知って驚いていた。
 - 「過去の教訓」について議論になっていると思うが、市民の会の原点がそこ（土地開発公社）にあることのようなのである。良いこともあれば、悪いこともあったというお話だが、「過去の教訓」というと、イメージとして、まず思い浮かぶのは悪い方の話である。良いことは、表には出てこない。
 - とにかく、みんなでまちづくりを前に進めていこうということを、次世代の子どもたちに引き継いでいくということだと思う。
- 三浦委員
 - 行政側としては、今回まちづくり条例を作るにあたって、過去のいろいろな問題があったから作るのではなく、これからのまちづくりは行政だけではできず、市民の力を借りなくてはやっていけないため、条例を作るという考えである。
 - 犬飼委員の考えと、市側の考えが異なっている。客観的に見ても、全ての市民が条例を見るので、その前文の中で、このような文章はない方が良いと思う。
- 関谷会長
 - どちらかという、入れない方が良いのではないかという声が多いようである。他にご意見はいかがか。
- 千葉委員
 - 「過去の教訓」という言葉が適切かどうかは分からないが、過去の歴史に目を向けないのはだめだと思う。
 - 三浦委員がおっしゃったように、新しく作るという考えは良いと思うが、市民の中には、行政に任せておくと、ろくなことがないという意識が強いと思う。表現はともかく、過去を反省するという文章を、私は残した方が良い。そこから、このまちづくり条例を作ったとしたほうが良いと思う。
- 永長委員
 - たたき台を作ったのは市民の会であり、市民の会の皆さんには想いがあると思うが、多くの市民が条例にそこまで求めているのかどうかである。
 - 三浦委員が申し上げたように、私どもとしては、これからのまちづくりを考えてのことであり、過去の教訓を踏まえてのことであるので、それは「知恵」という部分に表れている。また、これまでの歴史を振り返っての文章もうたわれている。
 - 市民の皆さんの中で、どこまで合意されるかを、この場で決めるのは難しいと思うが。
- 中山委員
 - いろいろな意見が出ているが、結論から申し上げれば、（まちづくり条例は）未来志向で新しいまちづくりをしていくためのものであり、現状

として人口減少が大きな問題であるから、これらを踏まえながら、新しいまちづくりを進めるために、市民、行政、議会が情報を共有し、協働してまちづくりをしていくことが、条例全体を通して描かれている。過去の教訓云々ではなく、新しいまちづくりを進めていくということが、条例の趣旨であると思う。敢えて、ここに入れる必要もないし、前文はできるだけ簡潔明瞭である方が良いと思う。削るべき部分は削った方が良い。

麻生副会長

- 私も、文章を短くした方が良いと思う。不要な部分は削除した方が良い。
- 先ほどからのお話を伺っていると、土地開発公社の問題などが根底にあるようだが、実際にそれを話題にする人の年齢を見たときに、あと 10 年もすれば分からなくなってしまうし、ここに土地開発公社が云々と入れるのであればよいが、それを入れずに「過去の教訓」とだけ入れるのであれば、10 年もすれば何のことか分からなくなってしまう。そうであれば、入れない方が良いのではないかと思う。

関谷会長

- あまりこのことだけに時間を費やしても仕方ないと思うが、「過去の教訓を生かす」という一文で何を想定するかは、いろいろ分かれると思う。それを問題にするかどうかは、一つの価値判断である。
- 条例に価値判断をどこまで持ち込むのかは、非常に難しいところだが、条例づくりとしては、特定の価値を入れないほうが望ましい。
- まちづくりの実践の中で、過去の教訓をどう捉えていくのか、どう共有して、未来に生かしていくのか。どちらかという、条例の運用の中で、そのようなことを市民、行政、議会の中で共有していくと捉えれば、仮にこの言葉が条例から削除されたとしても、過去の事実があったことは間違いないので、そのようなことを未来に生かしていく、失敗を繰り返さないようにするということが、いろいろな場面で、議論を通じて浸透していき、具体的に表れていくと捉えられる。
- そのように捉えることができるのであれば、この文言を削除するのも一案である。どちらかという、削除という意見が多いようであるので、そのように理解するということではいかがか。

中山委員

- もともと土地開発公社の問題から出発したということで議論されているが、弁護士や司法書士など、5 人の委員から成る「土地開発公社経営検討委員会」を設置しており、そこからの答申が出ている。
- それを読むと、土地開発公社については、一定の役割は果たしたが、バブルが弾けたということと、茂原市が外房の中核都市を目指して、都市基盤整備に力を入れてきたことが書かれている。
- 木更津市や茂原市、東金市のような圏央道沿線地域は、都市基盤整備に一生懸命取り組んできたが、その結果、このようになってしまったということが検証されている。土地開発公社が全く駄目であったという答申はされておらず、一定の成果はあったとされている。

- 丸嶋委員

 - そのようなこともきちんと理解した上で、議論すべきである。土地開発公社の問題で、市民の皆さんにご迷惑をかけてきたことは確かであるが、国全体の大きな施策の中で、公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）に伴って土地開発公社を作り、土地の先行取得をしていった経緯の中で生まれてきた問題であるということをも十分理解していただき、私は、「過去の教訓を生かし」という文章は削除すべきと考える。
 - 今、中山議員からも話があったように、過去もまちづくりについて、先人たちが一生懸命取り組んできた。土地開発公社もその一つである。
 - そのような意味で、「過去の教訓」という言葉よりも、まちづくりをしてきて、時代が変わり、地方分権が求められ、少子高齢化、人口減少など、問題解決が困難な時代に入ったので、これからは知恵を合わせて、豊かで持続可能な地域社会を築き上げていくという文章が良いのではないか。
 - 「過去も、まちづくりに取り組んできた。その成果に加えて～」というような文章であれば、場合によっては土地開発公社の問題も取り上げられるであろうし、それは解決したという話にもなると思う。「過去のまちづくり」という表現であれば、皆さんにも分かりやすいのではないか。
- 森川委員

 - 前文の2段落目に「近年は」という表現があるが、高信委員からも話があったように、「近年」とはいつごろなのかという定義があいまいである。天然ガスは、戦前から出ている場所もあると聞いている。「近年」というと、平成に入ってすぐというような印象を受けてしまうので、この表現を変えた方が良いのではないかと思う。
- 関谷会長

 - 「近年」は、どういう文脈に使うかによって、イメージされるものが異なると思う。削除しても良いのではないか。長い歴史の中で「近年」というと、ここ40～50年という言い方ができるが、条例の前文の文脈を踏まえると、いろいろな捉え方ができるので、「近年」を削除しても、内容は十分通じると思う。削除するというところでよろしいか。
- 委員一同
関谷会長

(異議なし)

 - 「過去の教訓を生かし」という部分については、先ほど申し上げたような意味合いで、前文自体が過去・現在・未来という時間軸の中で、いろいろな資源を生かしながらまちづくりに取り組んできたし、これからもやっていくという文脈の流れになっているので、先ほど丸嶋委員からご指摘いただいたようなことも、この中には実質的に盛り込まれている。そのように捉えれば、「過去の教訓を生かし」という一文は削除しても、意味合いを込めることができるのではないかと思う。
 - 今後、条例の運用の中で、「過去の教訓」というものを十分に生かせるような活動をしていけるかどうか、最も重要な部分だと思う。少なくとも、そのようなことに十分に繋がる条例になっていると思う。
 - そこにこだわりたいという方にとっては、物足りなさを感じる部分があ

るかもしれないが、条例全体でそのようなことも含めて考えるということでもよろしいか。

委員一同
関谷会長

(異議なし)

- それでは、そのような形でまとめさせていただきたい。
 - 次に、「市民等、市及び議会」という表現についてもご指摘があったが、これについてはどうか。
- 北田委員
- 永長委員の提案では、「市民等」の「等」を削除するということがあったが、まちづくりの担い手、主体が誰なのかを考えたとき、条例本文の中でも、まちづくりの主体を「市民等」としているのので、それを前文に持ってきても何ら支障はない。まちづくりをしていく上で、市民だけではなく、なぜ「市民等」にしたかという、これまでのまちづくりの経験の中で、市民だけではなく、茂原市に通勤通学している人、市内で活動している人の力も借りて、まちづくりに取り組んできたという経緯があるからである。
 - そのような実績を踏まえて、「市民等」としたものであるから、私は「市民等」でいいと思う。
- 関谷会長
- 条例本文で、「市民等」と定義しているのので、ここは、私も「市民等」でいいのではないかと思う。単に「～など」という意味で「等」を使っているのではなく、「市民等」で一つの言葉として使っているものであるのので、このままでよろしいか。

委員一同
関谷会長

(異議なし)

- 確かに、並びからすると少しすっきりしない部分もあるかもしれないが、この条例の中で、「市民等」という言葉自体に意味を持たせているのので、それを踏まえた上で、このようにいたしたい。
- 皆さんのこれまでの想いを、可能な部分は言葉で表しているし、これは前文であるから、ある程度理念的な部分にとどめておき、もっと具体的なことを盛り込みたいというお考えの方がいるかもしれないが、それを言ったらきりがないところもあるので、特段この言葉をぜひ入れてほしいということがないようであれば、このように一つの落としどころを作ってもいいのではないかと思うが、いかがか。
- 「クローズアップ」という表現については、カタカナでないほうがいいというご意見があれば、「人口減少などの問題が注目されつつある状況の中で」などと言い換えるのも一案である。「大きな課題」としても良い。厳密に言うと、「課題」が注目されているというよりも、「現象」が注目されているものである。「現象」という言葉が難しいかもしれないが、それ自体が起こっていることであり、いろいろな現象がそれぞれの立場から注目されつつあり、その中で、それが問題や課題として掲げられているという繋がりになる。そのようにすれば、その後の文章の組み立てが繋がってくると思う。

委員一同
関谷会長

- 文章は、長いということであれば、いったん切っても良い。細かな修正については、一任いただくということで、前文については、このような形で了解を得たということにさせていただきたい。
- 続いて、暫定稿その12の「第1章 総則」について。第3条の「定義」については、前回の議論を踏まえて、「市民自治」とは「自らの地域をよくするため、自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、行動していく」ことであると修正している。
- 「協働」も、「市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することをいう」としている。大事なエッセンスは盛り込まれた形になっている。
- 「第1章 総則」も、前回皆さんがご議論いただいた点が、改善されて反映されているので、特段問題がなければ、これでご確認いただいたということといたしたい。

(異議なし)

- それでは、総則についても確認いただいたということとしたい。
- 続いて、「住民投票」について。先ほど事務局から、住民投票の考え方やタイプの説明があった。前回もご議論いただいたが、意見が錯綜している点もあったので、改めて議論の前提としてお示ししたものである。
- 特に、「常設型」と「非常設型」について、住民投票にかけるべき案件が出てきたときに、その都度、住民投票についての規定をしっかりと固めていくというのが、「非常設型」である。「常設型」は、そのような問題が出てくるか否かに関わらず、常に住民投票が制度として存在しているものである。
- 市民の会の皆さんも、行政側の対案も、基本的には「非常設型」を念頭に置きながらの住民投票の位置づけになっていたと思う。
- 前回ご議論いただいたのは、発意の部分、誰が住民投票をしようかと提案するのかである。前回のご提案では、市長のみになっており、それ以外の部分については、地方自治法上で規定されていることが前提になっているという説明であったが、より分かりやすくするために、市民、議会又は市長がそれぞれ一定の要件をクリアすれば、住民投票の実施を発議できることを、最低限列記しているものである。
- 対象事項や投票資格、成立要件、結果の取り扱いも、住民投票条例を別途定めないと、それらを網羅することはできないので、まちづくり条例の中では、「住民投票を実施することができる」という根拠規定を明確にしておくという形でとどめておくのが、技術的にも良いと思う。
- ただ、前回も議論に出ていたように、住民投票そのものがいかなものかというご意見もあったので、そのことも含めて、改めて確認させていただきたい。

- ちなみに、常設型・非常設型のメリット・デメリットについては、配布されている資料にあるようなことで、基本的に良いと思う。地方自治法上の根拠規定と、住民投票条例としてよく取り上げられるモデルケースとして、4団体の条例を参考資料として準備した。
- 対象事項や投票資格、成立要件、発議の要件等は、自治体によってかなり異なる。これらは、すべて常設型の事例であるが、条件を厳しくしている。それは、すぐに住民投票になってしまえば、ある意味では混乱を招き、行政や議会が、あまり考えずに、すぐに住民投票にかけてしまうのではないかという懸念があり、ここは議論があるところである。
- 常設型の場合は、要件を厳しくして、機が熟した時に住民投票にかけるという工夫をしているところもある。常設型だからこそ、要件を厳しくするという傾向がある。
- 非常設型の場合は、案件ごとに、住民投票を実施するかどうかということから議論を始めるので、住民投票をすべきかどうかという議論がある程度膨らんだ上で、住民投票に進んでいく。常設型では、自動的に住民投票にかけられるので、そのような意味では、非常設型のほうが、しっかりとした議論を踏まえた上で、住民投票にかけるというプロセスを踏むことができる。このあたりを念頭に置いた上で、ご議論いただきたい。
- ちなみに、前回までの案は主語が市長だけになっていたが、暫定稿その12のたたき台は、「市民、議会又は市長の発意に基づき」という一文を加え、三者それぞれから発意されるということの規定している。要件をどうするかは、ここでは触れていない。あくまでも、発意者のみを描いている。第2項も、市長及び議会が住民投票の結果を尊重するとしており、一般的な規定とほぼ同じである。第3項も、住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格、成立要件などは、別途条例で定めるとしている。あまり踏み込まない形ではあるが、もしも実施する場合には、ここが一つの根拠規定になる。
- 本日提示された資料について、確認の意味も含めて申し上げたいが、住民投票制度の種類は、私は2つあると思う。一つは、現行法上制度化されている、議会の解散請求、議員または長の解職請求などは、地方自治法上に規定されており、または合併協議会の際の協議会の設置も、合併特例法によってできるようになっているので、これらはいわゆる制度化されたものである
- もう一つは、地方公共団体が条例を作って、住民投票を実施するというものである。この2つがあると思うが、市民の会や行政側は、現行法上のものを敢えて住民投票条例を作るということに置き換えているようであるが、どちらなのか。
- そもそも法制度で決まっているものもあるが、特に第3項で「別途条例で定める」とうたっているのは、必要に応じて実施するということであ

中山委員

永長委員

る。中山委員がおっしゃっているような、法律で決まっているものとは別の、必要が生じたときのものである。

関谷会長

- 第1項では、住民からの直接請求もあるということをうたい、第3項で必要になったときに基準を定めて住民投票を実施するということを定めているものである。
- 中山委員がおっしゃったことが、両方にまたがっているというイメージである。

中山委員

- 前は、地方自治法上のことをそのまま条例に持ってきたというニュアンスであったが、そうではなく、範囲を広げているという意味合いでよろしいか。
- そうすると、地方自治法上の直接請求に基づく住民投票だけでなく、例えば、原発の基地を誘致するという国策について、住民投票にかけないということも含まれているという話になると思うが、それでよいか。

関谷会長

- 非常設型にしておくということは、そのテーマによって、どういう対象にするのか、どういう要件を加えるのか、住民投票の成立要件をどうするのかなど、その都度決めていくことになる。そのプラスアルファの部分も含めて、この第13条を構成していく。私も、基本的にはそのような理解でいいと思う。そのようなイメージでよろしいか。

丸嶋委員

- 私としては、住民投票は、ここに載せる必要がないというのが以前からの意見であったが、一步譲って、載せるとしても、この第12条は、このままでは、安易に住民投票を実施できてしまうのではないかと思う。
- 例示された4つの自治体では、簡単に実施できる場所もあれば、議会とのある種の緊張感の中で実施する場所もある。また、別の市では、市長が発議しようと思っても、きちんと審議を経なければならないとされている。
- やはり、住民投票は重要なものであり、ハードルを高くして、十分に協議した上で実施するというようにできないものかというのが、私の考え方である。

永長委員

- 安易に住民投票を実施できてしまうのではないかというご指摘だが、住民投票について、その都度決めるという規定であるから、そのようにして決めたときに、今回の資料で例示されているような、ハードルが高いものになるかもしれない。
- いずれにしても、地方自治法に基づいて個別に条例を定め、住民投票を実施することになるので、議論の中で、厳しい条件に決まるかもしれない。

丸嶋委員

- 丸嶋委員が懸念されているようなことについても、議論の中で検討されることになる。最終的には、議会の議決を経て決まるものである。
- だからこそ、議会基本条例として良いものが出来上がれば、このようなこと（住民投票）は不要ではないかという論理になる。

- 永長委員
- 地方自治法上、住民に条例制定の直接請求権がある以上は、まちづくり条例に載せなくても、条例を制定して住民投票を実施することはできる。
- 丸嶋委員
- 例えば、高浜市のような条例ができるかもしれないし、川崎市と逗子市を合わせたような形で条例ができるかもしれない。そのとき決めるということだが、私は野放しにされているような気がしてならない。
- 関谷会長
- 資料で示された4つの事例は、すべて「常設型」である。常設型と非常設型では、後者のほうが厳しい。
 - 常設型は、制度として、要件が整えば、いつでも実施できるという趣旨のものである。非常設型は、原発の誘致やエアコンの設置など、いろいろな案件がある中で、このことについては住民投票にかけようという声が出てきたときに、その都度、どうするかを議論し、実施するのであれば、どのような条件や要件の下に実施するのかを決めていくというものである。常設型よりも、住民投票へ進むためのハードルが厳しい。
 - 今回のたたき台はむしろ、丸嶋委員のお考えに即するものになっていると思う。
- 三浦委員
- 今回のまちづくり条例の中に住民投票を入れるということは、中には住民投票があるということを知らない住民の方もいるので、このような方法もあるということ載せること自体に、意義があるのではないかと思う。
- 関谷会長
- すでに地方自治法上に根拠があることを、まちづくり条例で確認する意味で、第12条のところにこのような表現で設けているものである。ここを根拠に、住民投票条例がどう定められるのかは、別の次元の問題になるが、このように位置づけるということで、ご了解をいただきたい。
- 委員一同
関谷会長
- (異議なし)
- 次に、議会の章について。これも前回ご議論をいただいた上で、文言を修正したものである。
 - 「第19条 議会の役割と責務」については、前回私が指摘させていただいたように、「立法活動を行う」ということを加えた。
 - 「第20条 議員の役割と責務」については、「まちづくりについての包括的な認識を持つ」とともに、「議会の権限を適切に行使できるよう、自己の研さんに努める」とし、この条例の中での議員の役割、あり方についての表現を加えたというあたりが、主な修正箇所である。これらについて、ご意見をいただきたい。
- 河野委員
- 個人的には、この内容で良いと思うが、第21条で議会基本条例を載せている。もしも否決されたらどうになってしまうのか心配になってしまう。
- 中山委員
- これまでに何回も申し上げたことであり、重複になってしまうが、住民投票に関する資料の中の、地方自治法に基づく条例の制定について、議

会の部分をご覧いただくと、議員定数の 1/12 以上の賛意で議案を提出することができることになっている。現在の茂原市議会の議員定数は 24 人であるから、2 人の賛成があれば、議案として議会から発議できる。

- また、議会基本条例については、市民の皆さんや他の人から早く作れと言われて作ったものではなく、時間はかかってしまったが、議会自らが、このままではいけないため、議会基本条例を作ろうとしたという経緯もある。

- 否決されてしまうのではないかとのご心配をいただいたが、自分たちで提案するものであり、否決することはないのではないかと。100%大丈夫であるとはなかなか言えないかもしれないが、一般論として、このようなものを客観的に見たときに、判断をしていただければそれで良いのではないかと思う。

関谷会長

- 議会の自己改革の一環として、議会基本条例づくりが展開されているということであり、そこは議会を信頼していただきたいということであると思う。

中山委員

- 第 19 条に「立法活動」という要素を加えていただいたことは、良いことだと思う。

- 第 20 条第 2 項に、「まちづくりについての包括的な認識」という要素が加わったが、この「包括的な認識」というところが腑に落ちない。

- まちづくりは、「全ての市民が住んで良かったと思えるまちにしていくための、あらゆる活動及び事業をいう」と定義されているので、以前、私どもが提案した「まちづくりを推進するため、公正かつ誠実に～」という方がすっきりするのではないかと。「包括的な認識」という意味合いが、逐条解説にも「まちづくり全体について、包括的な認識を持った上で」と書いてあるが、どうも腑に落ちない。

関谷会長

- 逐条解説にもう少し詳しく書いても良いと思うが、以前、事務局から概念図を示したときに、「市政」は行政活動と議会活動であり、それ以外に、市民が地域や団体を通じて自主的に活動している部分がある。この条例でいう「まちづくり」とは、それら全体を指している。

- 「全体をしっかりと踏まえる」というのが、議員の一つの役割である。議会のことしか目を向けない議員が、世の中にはたくさん存在している。そうすると、市民がいろいろな活動をしていることに対して、議員が全く理解していない、また、そのようなところでどのようなことが必要とされているのか、市政としてどういう協力をしていくべきなのかという議論が議会の中で出てこないということは、致命傷だと思う。

- 単に議会として限られたことをやっていれば良いということではなく、地域でどのようなことが行われているのか、全体として、どのようなバランスの中でやっていくべきなのかということ、議員としてしっかり認識し、理解し、しかるべき活動をやっていくという意味合いを込めて

- いる。
- 中山委員
- まちづくりを「全ての市民が住んで良かったと思えるまちにしていくための、あらゆる活動及び事業」と定義しているので、関谷会長がおっしゃったようなことも、まちづくりに含まれているという捉え方をしたときに、敢えて「包括的な」とすべきなのかが腑に落ちない。
- 関谷会長
- 「まちづくり」は非常に大きな概念であり、その中で、議会は一部分である。議員がその一部のことにはしか目を向けていないのでは、まずいのではないかということになる。
- 中山委員
- おっしゃっていることは分かるが、「まちづくり」という言葉を「あらゆる活動や事業」と定義している。すでに議会もそこに含まれているのであれば、敢えて「包括的」という言葉を入れる必要があるのかということが疑問である。
- 関谷会長
- これは、今の議会改革の中で、大事な部分である。例えば、自分の支持者にしか目を向けていない議員もあり、そのような議員ばかりでは困ってしまう。常に全体を見ることが、議員としての役割である。一部の支持者、一部の利益ということだけでなく、全体を見ていくことが、政治のあるべき形であり、それを担っているのが議員である。そのような意味で、常に全体的な観点から物事を見て、判断して議決していくのが、議員の役割であるという意味合いで、この言葉を用いている。
- 中山委員
- 議論が平行線となってしまっているので、逐条解説のほうに、条文と同じような表現ではなく、関谷会長がおっしゃったようなニュアンスのことをもう少し付け足すような形でお願いしたい。
- 関谷会長
- ちなみに、暫定稿の第3条に、「まちづくり」が「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」にしていくための、あらゆる活動及び事業」と定義されている。これも、「あらゆる活動及び事業」といっても、何を意味しているのか、イメージが湧かないとするならば、ここには市政と市民活動の全てが含まれているということが分かるような解説をしたほうが良いかもしれない。
 - 「まちづくり」というと、どうしても定義がさまざまあって、一昔前までは、「街づくり」というと、ほとんど都市計画の分野だけで使われていた。近年は、ひらがなで「まちづくり」というように使われるようになり、いろいろな分野を含めて総体的な意味合いで使おうというのが、今の流れになっている。
 - ただ、そこに厳密な定義はなく、あいまいな形で使われている場合も多いのが実情である。この協議会の中で共有してきたのは、行政活動、議会活動、市民の地域活動を全て含めて「まちづくり」とするという認識であり、それを念頭に置いて議論してきた。そのようなことがわかるように、定義の部分も表現を膨らませて、その上で、中山委員からのご指摘があったことと整合性が取れるように、議会の逐条解説も膨らませる

というようにしたほうが、分かりやすくなると思う。

- いま申し上げたような趣旨で特段問題がないということであれば、表現を修正させていただきたい。「まちづくり」の定義はこのままで良いということであれば、それでかまわないが、今後、「まちづくり」が何を指しているのかは、問われることになるので、もう少し明確な説明を入れておいたほうが良いと思う。
- 第3条の「まちづくり」の定義の逐条解説では、誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を「まちづくり」と定義し、行政の運営及び議会の活動を総称して「市政」と定義すると解説しているが、これではおそらくイメージが分かりづらいということがあるかもしれない。
- 「まちづくり」は、市政や市民活動をすべて含めた形で捉えているので、「あらゆる活動及び事業」というところを、もう少し膨らませるということとしたい。
- 議会の章については、中山委員からご指摘いただいたようなことを、逐条解説にもう少し詳しく盛り込むということとしたい。
- 第3条の「まちづくり」の定義については、このままでよろしいか。
- 現状として、市議会議員は市民の過半数の信任を得ているわけではない。1,000票、もしくは700～800票を得られれば、市議会議員になれる。市民の代表であることは事実だが、そこが問題だからといって、「包括的な認識」となることがよくわからない。
- 第3条の「まちづくり」の定義で、「あらゆる活動や事業」としているので、逐条解説の中で、皆さんが認識し得る文章にしておくべきと思う。
- 「包括的」というところについても、包括的でない個別的な言い回しにして、この条例が制定されたときに、市民に理解してもらえるような解説を付けておかないと、何のことだかよくわからないし、ここからほころびが出て、まちづくりが動かなくなってしまうとは、どうしようもない。具体的にどのような言い回しができるかはわからないが、関谷会長がおっしゃったようなことも含めて、もう少し変えていただいたほうが良いと思う。

田中委員

森川委員

- 「まちづくり」について、ずっと引っかかかっていて、ふと思い出したのだが、私は、「自分たちのまちをつくろう」という環境教育のプログラムをやることがあり、そこでは道を作り、建物や公園を作るという形のまちづくりの観点で、プログラムを進めている。
- 多くの市民は、もしかしたら、「まちづくり」というと、そのような観点到に繋がってしまい、またどこかで道路や建物を作るのかという考えになってしまうのではないかと。きちんと条文を読まないと、そのようになってしまうのではないかと。やはり逐条解説のところに、もっと具体的なこと、ハードウェア的なまちづくりではなく、ソフト的なま

ちづくりであることを述べたほうが、誤解を招かないのではないかと思う。

関谷会長

- 「まちづくり」というと、森川委員がおっしゃったように、ハードの部分でイメージされてしまいがちである。また、実際に市民活動をしている人たちは、「行政のことなどはよくわからないが、自分たちは地域でまちづくりをやっている」と話している。その場合の「まちづくり」とは、市政とは別の部分で、自分たちができることを、自分たちなりにやっている。それも「まちづくり」である。
- 使う人によって「まちづくり」の中身が違うということになると、いろいろな意味での支障が出てくると思うし、例えば議員に限られた範囲でのみ「まちづくり」を認識しているとすると、それ以外のまちづくりは、全く射程から外れてしまう。それも問題である。「まちづくり」という言葉には、いろいろな意味合いがあるということを持たせないと、まずいのではないかと思う。
- 逐条解説の部分では、そのようなことが分かるように、工夫したいと思うが、第3条の「まちづくり」の定義の条文は、このままでよいか。若干懸念されるのは、「あらゆる活動及び事業」というと、よくわからないのではないかということである。

田中委員

- 「あらゆる活動及び事業」以外に、適当な文章が浮かんでこない。このあたりは条文に書き切れなと思うので、逐条解説に、具体的に、形を作る事業とはこのようなもので、そうではない、助け合いや市民同士の協働とはどのようなものかということを書いていったほうが、理解はしやすいのではないか。
- それを逐条解説にどのように表現するかについては、関谷会長と事務局に一任したい。

関谷会長

- 行政活動、議会活動、市民の地域活動を含む、総体的な表現として「まちづくり」を想定している。それを文言に入れると、逆に分かりづらくなるということであれば、田中委員からご指摘いただいたように、もう少し膨らませて逐条解説に入れるということ、定義を理解していただくということによろしいか。
- 条文はこのままで、それぞれの活動を全体として指しているということが、もう少しイメージとして分かるような逐条解説を加えるということによろしいか。

白土委員

- 今の暫定稿の逐条解説に、「まちづくり」には、形として目に見えるものと形として目には見えないものがあると書かれている。それをもっと詳しく描くということか。これで十分ではないかと思うが。

関谷会長

- 定義をめぐるいろいろな切り口がある。例えば、現在の逐条解説に描かれているのは、まちづくりの「対象」として見たときの、形として見えるものと見えないものを、どう定義づけていくかということである。

- いま私が申し上げたのは、どちらかという「領域」の問題であり、行政の領域、政治の領域、地域の領域、市民活動の領域という点から見ても、まちづくりを一定程度説明しておかないと、混乱を招くおそれがある。定義は、いろいろな角度から光を当てて初めて、意味合いを豊かにイメージしていただくことができるものである。
 - 現在の逐条解説は活かしながら、「対象」という切り口だけでなく、「領域」という切り口も含めていくと、今後、いろいろな場面でむしろ使いやすくなっていくと思う。
 - それで結構だと思うが、我々は、新しい時代に入り、どのような手法があるのか分からない点がたくさんある。発見していかななくてはならないし、開拓していかななくてはならない。そういうものをうまく仕掛けるような文面にしていきたい。
- 丸嶋委員
- それは、この条例の中はかなり盛り込まれていると思うし、解釈運用の中で、いろいろなことができるのではないかと考えている。後は、茂原市民の皆さんが、この条例をどう活用していくかである。少なくとも、いろいろな仕掛けをしていく根拠や意味合いは、この条例の中でいろいろなところに散りばめられている。丸嶋委員のご指摘のような形に、どんどんしていくことができるのではないか。
 - 第20条第2項は、逐条解説を膨らませる。それと関連して、第3条第5号の「まちづくり」の定義も、現在の逐条解説をさらに膨らませて、いま申し上げたような視点を加えて描き直したい。条文そのものは変更せずに、逐条解説でもう少し分かりやすい表現にすることとしたい。それについては、大変恐縮であるが、私と事務局に一任していただくということといたしたい。
- 関谷会長
- 「包括的な認識」という点について、私は、議員はまちづくりのためになる議員だけでなく、市民の中のいろいろな考えがあり、その中の利益を代表する存在であると思う。その人たちに、まちづくりについての包括的な認識を持つように強制するのは、間違っているのではないか。
 - いろいろな政党もあるし、いろいろな利害がある。議員にこのような認識を持つべきと強制するのは、全体主義のような気がする。昔は、そのような認識を持たないのは非国民だとした。それは極論であるが、逆におかしいのではないかと思う。
- 千葉委員
- いろいろ議論した中で、茂原のまちを良くしたいというのは、議員、市民が共通した考え方であると思う。まちづくりにはいろいろな面があるという捉え方の中で、議員が一方向だけでなく、全方向を捉えるということ「包括的」と表現したものであると思うので、意味合いが分かりやすくなるのであれば、「包括的」という文言は削除しなくてもかまわない。
- 中山委員
- 誤解がないように申し上げておくと、「包括的」と「全体主義」は全く
- 関谷会長

異なるものである。「全体主義」は、特定の考え方を全員に強要するものである。「包括的」というのは、特定の考え方で突っ走るのを、むしろ阻止するものである。他にもいろいろな考え方があり、いろいろな現実があるということを見ないから、全体主義になってしまう。

- もっといろいろなことを見ていくということ、を、「包括的な認識」という表現で提案したものである。「包括的」と「全体主義」は異なるということ、を、明確にしておきたい。

- 最近の「協働のまちづくり」で、いろいろな人を「総動員」してやっていくという言葉を使っているところもある。これはむしろ全体主義に近いものである。

犬飼委員

- 市民全体のことを考えて、活動してほしいということである。地域から議員を送り出すという習慣が過去もあり、現在も続いていると思う。
- 困ったことがあり、議員に相談するというときに、例えば家の周りの排水路を直してほしいというような形は、良くないのではないかと思う。全体を踏まえて、どこを優先すべきかという議論はあってしかるべきであるし、それが「包括的な認識」ということだと思う。市民全体の福祉を考えて、行ってほしいという趣旨である。

- 他の条例でも、表現は異なるが、「議員は市民全体のことを考えて行動する」ということが描かれている。重要な部分であると思う。

関谷会長

- 提案した側から申し上げれば、どうしても「包括的」という言葉がなじまない、違和感があるということであれば、「多角的」という言葉でも、意味合いは共通するものである。どういう表現がよいか、皆さんにお考えいただければと思う。

三浦委員

- 「広い視野」という表現では、意味合いが異なってしまうだろうか。「包括的な認識」という単語そのものが、違和感があるのではないかと思う。「広い視野」や「広い認識」ということではどうか。

関谷会長

- 意味合いとしては、おそらく通じると思う。後は、表現の仕方として、「広い」だと少し弱いイメージがある。意味合いとしては、それほどずれてはいない。いろいろな現実があり、取り組みや領域、立場がある中で、それを見ていくということが重要である。

田中委員

- 先ほど関谷会長と中山委員の議論の中で、条文は「包括的な認識」という文言のままにしておき、逐条解説に「包括的」とはどういうことかをもう少し具体的にイメージできるような解説を加えるということだったと思う。

- 千葉委員からもいろいろな意見が出たが、「包括的」とはどういうことかを逐条解説で述べれば、それでいいのではないか。逐条解説にも序文と同様にただ「包括的」と書かれていては、いろいろな弊害が生じてしまうので、それを整理していただくということで、皆さんも承知したのではないか。具体的な話が出てきたので、そのあたりも含めて逐条解説

関谷会長

- に書いていただければ、条文の文言は、それほど問題ではないと思う。
- 先ほど確認させていただいたように、条文の文言はこのままとしておき、誤解がないように、「多角的」とか「広い視野」ということも含めて、より分かりやすい説明を加えて、まとめさせていただくということによろしいか。

委員一同

(異議なし)

関谷会長

- 大変恐縮だが、その取りまとめ作業は、こちらでさせていただく。
- これで、残っていた部分についての議論は終わったので、全体を通して確認しておきたい部分について、ご意見を頂戴できればと思う。
- 北田委員から意見をいただいているので、それを確認して、皆さんにお諮りしたい。

北田委員

- 私は、ずっと「第4章 地域におけるまちづくり」の「地域コミュニティ」ということについて、考えてきた。「地域コミュニティ」という言葉を使っていることに対して、どうもしっくりこないと感じていた。
- 「コミュニティ」は、一般的には「共同体」と訳される。国語辞典では、「一定の地域に居住し、共通の感情を持つ人々の集団、地域社会」と書かれている。国語的な解釈と、実際の社会的な使われ方は違うので、関谷会長にご教示いただきたいと考えていた。
- 今までの議論の中で、「地域コミュニティ」を主体として捉えるか、場として捉えるかという問題があった。それに関連して、用語の定義のところで、「市民等」の定義も定まってきた。それを元に、いろいろな文章を読み下していくうちに、違和感を覚える箇所があったので、問題提起をさせていただきたい。
- 第15条について、本文では「市民等は、自治会、NPO法人、ボランティア団体、事業者等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が～」となっている。敢えて、「多様な集団」を「地域コミュニティ」と定義する意味合いがあるのか。続いて「地域コミュニティを守り育てるように努める」という文章があるが、多用な集団を育てるのか、場を育てるという環境を作っていくのかという考え方の違いがある。
- 私は、場を育てる環境づくりという考え方をすれば、単に「地域を守り育てる」という表現でいいのではないかと思う。
- 第15条第2項も、「地域はそれぞれの特性を生かしつつ」としてしまっているのではないか。「地域コミュニティ」と定義づけること自体に、あまり意味がないのではないかと思う。
- 第16条では、「市民等や地域コミュニティ」とあるが、「地域コミュニティ」に含まれるような団体を含めて「市民等」と定義しており、重複している。ここは「市民等」だけで良いのではないか。他のところでも、「地域コミュニティ」が出てくるが、「市民等」に置き換えても、問題ないのではないかと思う。

- 第 17 条についても、地域まちづくり協議会の構成員が「市民等及び地域コミュニティ」となっているが、「市民等」だけで良いのではないか。
 - 第 23 条の「市長以外の執行機関の役割と責務」について、前条の「市長の役割と責務」の第 2 項を準用することとなっているが、第 1 項に相当する部分である「自らの判断と責任において、誠実に管理及び執行する」という要素が抜け落ちている。「市長以外の執行機関は、自らの判断と責任で、誠実に管理及び執行するとともに、その事務の執行に当たっては～」と変更してはどうか。
 - または、地方自治法第 138 条の 2 では、「自らの判断と責任において誠実に管理及び執行する」という表現があり、それをを用いるのも一案である。
- 関谷会長
- 「地域コミュニティ」という言葉については、市民の皆さんが、それぞれの立場で、いろいろなイメージを持つと思う。それが大事である。
 - 北田委員にご指摘いただいたように、いろいろなイメージがあり、自分なりに大事にやっていきたいこと、重要に思っていることが、それぞれ交わってくる。
 - そこからいろいろな活動が生まれてくると思うので、それを「市民」という言葉に置き換えてしまうと、そこから漏れ落ち、削ぎ落されてしまう部分が出てきてしまう。
 - 「市民」というのは、抽象的な普遍用語であるから、どこでも使える。「地域コミュニティ」という言葉は、地域の住民の皆さんが、いろいろなことを思い浮かべ、その言葉によっていろいろなものが引き出されてくる。それはとても大事なことだと思うので、残しておいた方が良くと思うが、北田委員はいかがか。
- 北田委員
関谷会長
- それでかまわないと思う。むしろ、第 23 条について検討いただきたい。
 - 第 23 条の「市長以外の執行機関の役割と責務」については、「市長以外の執行機関は、その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては～」という部分を、「自らの判断と責任で、誠実に管理及び執行するとともに～」と置き換えた方がいいのではないかというご提案である。
 - 「自らの権限と責任」という主体性が抜けているというご指摘でよろしいか。この条については、第 22 条を準用するという考え方でまとめたものであり、北田委員としては、それも踏まえてのご意見だと思うが。
- 永長委員
- 行政側としては、現在の第 23 条の規定も、当然のこととと思っていたが、文言を加えるということであれば、逐条解説に加えればよいのではないか。第 23 条に文言を加えるとなると、前条の「市長の役割と責務」の条文と比べると、文章も硬く、バランスを欠いてしまうのではないかと思う。
- 北田委員
- 確かに、文章が硬いかもしれないので、もう少し柔らかい文章があればその方がいいが、「市長の役割と責務」のところにも「公正かつ誠実に

- 行政運営にあたる」と書いてある。これはおそらく、地方自治法第 138 条の 2 の「執行機関の義務」の文章の一部を入れているものだと思う。
- 同じように、市長以外の執行機関も、役割と責任をもって執行するというのが第一であると思う。それと同時に、前条の「市長の役割と責務」の第 2 項で明確にうたったことも準用している。前条第 1 項に該当する部分が入っていないので、申し上げたものである。
- 永長委員
- 第 23 条の「その権限と責任に属する事務事業の執行に当たっては～」という表現では、そのことが伝わらないか。「権限と責任」とうたっているのであり、そこまで詳細に書く必要があるか。前条の「市長の役割と責務」には、そこまで書いていない。
- 関谷会長
- 市長については、第 22 条第 1 項に、「公正かつ誠実に行政運営に当たる」としている。第 23 条では、第 22 条第 2 項を準用しているので、第 22 条第 1 項に相当する「公正かつ誠実に」という部分が、第 23 条で抜け落ちているというご指摘であると思う。
 - 市長以外の執行機関においても、第 22 条第 2 項を準用して、その権限をしっかりと執行するということであり、意味合いとしては、公正かつ誠実に取り組んでいくということと、「市長以外の執行機関は～」の後に加え、その後に、「その権限と責任に属する事務事業の執行」と続けてもいいかもしれない。
- 永長委員
- 「前条第 2 項の規定を準用する」としているが、「前条の規定を準用する」としてはどうか。
- 北田委員
- 「前条の規定を準用する」とすれば、第 1 項も準用することになるので、それでもかまわない。その方がスマートかもしれない。
- 田中委員
- 不正が起こる蓋然性が高いということであれば別だが、「公正かつ誠実に」という文言を入れる意味がそれほどあるのか疑問である。
- 関谷会長
- 第 22 条第 1 項は、市長に固有のものであるので、それ以外の部分について、第 2 項を準用するということが良いと思う。
- 田中委員
- 市長は、最終的な政治責任を負う。そのようなことを考えれば、市長と同様に、「公正かつ誠実」という文言は入らないのではないかと思う。今の文章でも、そのあたりは担保されるのではないか。
- 林委員
- 市長以外の執行機関について議論されているが、農業委員会も、市長から独立した機関として執行してきた。
 - 皆さんもご承知のとおり、国の規制改革で、今後、農業委員は、市長から直接任命される。市長が最終的な責任を負うことになる。北田委員がおっしゃるような「公正かつ誠実」ということを入れることについては、私も疑問である。
- 北田委員
- 私がこの問題を提起したのは、市長以外の執行機関がなぜ存在するのかということからである。これらの執行機関は、いわゆる一般的な行政部門とは違った、独立した専門性の高い分野である。その専門的な観点か

ら、市長からは離れたところで、行政機能を分担して執行している。

- 市長の関与があるにせよ、執行機関の責任で執行すべきである。市長には任命責任など、ある程度の責任はあるが、市長以外の執行機関は、法律で書いてあるように、一つひとつを自分たちの責任で執行していただきたいということを申し上げたい。責任を持って執行するというを第一に描き、その執行にあたっては、「市長の役割と責務」の第 2 項を準用するとしていただきたい。
- 私たちは、農業者の代表として、農業委員を務めている。昭和 26 年ごろの農地法の改革による基準に基づいて、農業者の意見も汲んで、農地をどうするかという判断をしている。農業をどうするかという責任もある。「誠実に」と入れなくてはならないと言われると、不誠実にやっているのかということにもなりかねない。改めて一つひとつうたわなくても、農地法に基づいて実施しているので、それを覆すことはできない。市長が任命した農業委員が決まったとしても、市長が仮に OK を出しても、国や県の判断がだめであれば、ストップがかかる。私どもは、地元の農業をどうするかという観点で、執行しているものである。
- 企業では、経営者の責任は明確化されている。そこにあるのは、自らの判断であるから、北田委員と反対の意見になってしまうが、不要ではないかと思う。「権限と責任」というところで読み取れるのではないかな。一般的な企業では、そうだと思う。
- 第 23 条の逐条解説には、「市長以外の執行機関が、それぞれの権限と責任のもと、事務事業の執行にあたっては、前条第 2 項の規定を準用する」と書かれている。それで十分理解できるのではないかな。
- 執行機関の責任や主体的な活動については、地方自治法第 138 条の 2 に描かれている部分であるが、条例本文の「権限と責任」について、逐条解説に地方自治法の規定を明記してはどうか。地方自治法で決まっているということは、執行機関はそのようにせざるを得ないということである。
- まちづくり条例の第 23 条では、そこに 1 つのポイントがあるわけであるが、前条第 2 項の規定を準用して、市長及びその他の執行機関と意思疎通を図りながら連携していくということを明確にうたっていることが、この条文でとても重い意味を持っている部分である。そのようなことも含めて、確認するということではいかがかな。
- 「自らの判断と責任のもと、誠実に事務事業を執行する」で一度文章を区切ってはどうか。
- 「権限と責任」というのは削除し、地方自治法の規定を引用して、しっかり活動するというをうたってはどうか。その上で、執行するにあたっては、前条第 2 項を準用するという説明を逐条解説に加えるということではよろしいかな。

委員一同
関谷会長

(異議なし)

- 地方自治法上、決まっていることであるから、それを確認すると同時に、市長部局との関係の中で、しっかりとそれを担っていくということを、条文で明記しているので、そのような趣旨で、第 23 条を捉えるということといたしたい。
- 予定の時間が迫ってきたが、まちづくり条例について、市民の会の提言書をもとに、18 回の協議会を重ねてきた。それぞれ、皆さんの知見を踏まえて、かなり深いところまで掘り下げて議論できたと思う。条例としての意味合いも、可能性を開いていくことができる条例となる答申案になったのではないかという感想を持っている。このような内容で、答申案としてまとめるということによろしいか。

委員一同
関谷会長

(異議なし)

- 本当に、長きにわたって議論を重ねてきたが、それぞれの項目が、議会も含め、かなり包括的な内容の条例になったと思う。
- 他団体でも自治基本条例を策定して運用しているところはあるが、必ずしも活かしきれていないところもある。使える条例でなければ意味がない。そのような意味で、副市長をはじめとする行政の立場、それぞれいろいろな経験や立場をお持ちの市民の皆さんが加わって、単なる理念条例ではなく、今後のまちづくりに使って生きていく、いろいろな可能性を開いていく内容の条例として、答申案を取りまとめることができたと思う。ぜひ、これを市長に提出させていただきたい。
- その後は、議会に委ねられることになるので、そこで議論されることになるが、この協議会において、このメンバーでこのような合意を得たということは、非常に重いものと思う。
- 今後、パブリックコメントを経て、市として議案の形に整え、議会に上程されるとのことであり、まだ道のりは長いですが、この協議会における答申案として、確認をいただいたということとしたい。
- 長きにわたってのご議論、ありがとうございました。
- 調整する部分は残っているが、前方のスクリーン上でご確認いただいたということで、答申書の提出に移りたい。

事務局(企画
政策課長)

関谷会長

(田中市長に答申書を提出)

平成 27 年 3 月 25 日

茂原市長 田中 豊彦様

茂原市まちづくり条例策定協議会 会長 関谷 昇

茂原市まちづくり条例について (答申)

平成 26 年 1 月 24 日付茂企画第 49 号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

なお、条例の制定に当たっては、本答申の趣旨をご理解いただき、尊重していただきますよう、要望いたします。

田中市長

(答申書を受け取る)

長い間、ありがとうございました。

いただいた答申を元に、パブリックコメントを経て、議会に上程し、ご議論いただくこととなりますが、議決いただけることを期待しています。

少子高齢化で、市民の皆様とともにやっていかなくてはならない時代になってきています。そのような中で、皆さんから答申していただいた条例案は、大変貴重なものであると認識しており、私としても重く受け止めて、これを前に進めていくようにと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

15 か月・18 回にも及び、本当に熱心な討論をいただいたと伺っています。皆様には、今後とも、茂原市に対する色々な角度からのご助言をお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。確かに、お預かりしました。

(集合写真を撮影)

事務局(企画
政策課主査)

- ありがとうございました。
- 本日の議事録及び最終的な答申については、関谷会長と相談の上、作成して皆様に郵送させていただきたいと考えているので、しばらく時間を頂戴したい。